

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院消防用設備点検業務

2 履行場所

広島市立広島市民病院

広島市中区基町7番33号

3 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 目的

本業務は、広島市民病院の消防用設備及び防火上必要な設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態に保つため、消防法第17条の3の3に基づき点検を行う。

5 業務対象設備

別表1及び別表2のとおりとする。ただし、同表の内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。

6 業務の内容等

(1) 別表1の設備について、消防法第17条の3の3に基づく機器点検（以下「6か月点検」という）及び総合点検（機器点検含む：以下「1年点検」という。）を行う。

(2) (1)に付随する、次に示す軽微な整備を行う。

（軽微な整備）

必要に応じて下表に示す部品の取替、充てん及び調整等を行う。

保守用部品	電球、ヒューズ、ビス、ゴムパッキン、スイッチ、保護ガラス等、 保護タイヤ等
詰替薬剤等	放射テスト用の泡若しくは粉末薬剤（ボンベを含む）、封印等

7 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係諸法を遵守すると共に、法令上の全ての責任を負うものとする。

(2) 受注者は、現場の整理整頓に務めると共に、事故防止に万全を期さなければならない。

(3) 受注者は、業務を実施する上で必要がない施設等には、無断で立ち入ってはならない。

(4) 受注者は、その責めに帰すべき理由により装置等をき損したときは、受注者の責任において原状復旧しなければならない。

(5) 受注者は、業務の実施に当たっては、点検の実施時期、作業方法等について発注者の係員と事前に協議を行ったうえ決定するものとする。

(6) 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格等の有資格者を従事させるものとする。

(7) 本業務終了後、整備不良等により異常が発見された場合には、発注者と受注者との協議の上、必要な処置を施さなければならない。

(8) 消防用ホース及び連結送水管の耐圧性能点検については、広島市消防局が示している

運用基準（平成15年1月16日指建第2号）に基づき実施するものとする

なお、消防用ホースの耐圧性能点検については、点検対象の3分の1以上のホースについて実施するものとする。

- (9) 連結送水管の耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すること。

8 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名等を通知するとともに、前項(6)の資格を証する書類の写しを提出するものとし、責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては実施体制、実施工程等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した委託業務実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者へ提出し、承諾を受ける。
- (3) 受注者は、点検を行ったときは6か月点検、1年点検それぞれについて施設ごとに、委託業務実施報告書として、平成16年度消防庁告示第9号による様式による点検実施報告書及び点検結果報告書を作成し、当該点検業務終了後、10日以内に発注者へ提出し、承諾を受ける。なお、点検結果報告書の作成（記載）に当たっては、(財)日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」を準用し、作成するものとする。また、委託業務実施報告書の提出部数は、6か月点検については2部、1年点検については3部（内1部は所轄消防署への提出用）提出する。
- (4) 点検後、「消防用設備等点検済表示制度について」（平成8年4月消防予第61号消防庁予防課長通知）に基づいた消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。
- (5) 点検の結果、不備事項がある場合は、平面図等で具体的な場所及び状況並びに是正措置の方法等を示す資料を提出すること。

9 費用の負担等

- (1) 本業務を実施するために必要な機材類は、全て受注者の負担とする。
- (2) プロムナード棟天井面に設置されている自動火災報知設備及びスプリンクラー設備を点検するための高所作業車は、発注者の機材を貸与することが可能である。

10 その他

業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については発注者と受注者協議のうえ決定するものとする。

別表 1 点検対象施設

施 設 名	仕 様・数 量 等
広島市中区基町 7 番 3 3 号 広島市立広島市民病院	別紙 1 消防用設備等点検数量表のとおり

別表 2 点検設備及び点検実施時期

消防設備点検

施 設 名	設 備 名	点検実施時期	点検基準
広島市民病院	屋内消火栓・連結送水管設備	年 2 回 総合点検 機器点検	消防法に規定する「消防用設備等の点検要領」のとおり
	スプリンクラー設備		
	放水型スプリンクラー設備		
	移動式粉末消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	防火防排煙設備		
	自動火災報知設備・総合操作盤		
	火災通報装置		
	非常放送設備		
	ガス漏れ火災警報設備		
	誘導灯設備		
	非常コンセント設備		
	消火器・避難器具設備		